破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１６号
北海道天塩郡天塩町字川口1464番地の12
債務者　辻　有希子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第３５５号
埼玉県川越市大字上戸315番地212　グレース山王原101号室、前住所埼玉県川越市大字的場2212番地19　レオパレスグランツⅡ110
債務者　飯塚　亮一
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１５号
愛知県刈谷市井ケ谷町西除９番地、前住所愛知県豊田市若林西町茶屋間20番地の27
債務者　北原　淳史
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
愛知県西尾市伊藤町クテ22番地２　イーグルネスト鶴城503号室
債務者　遠藤　純二
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
愛知県豊田市青木町２丁目59番地　スカイパーク冨士Ⅰ―203号、前住所愛知県豊田市貝津町柚木17番地３　ルックハイツ202号
債務者　小林カツヨシこと　ＫＯＢＡＹＡＳＨＩ　ＫＡＴＳＵＹＯＳＨＩ
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
愛知県岡崎市八帖北町20番地16　有限会社ビルド寮203
債務者　宇野　大作
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５３２号
堺市西区浜寺元町６丁874番地10
債務者　寶永　　勲
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目10番62号
債務者　大坪　佳彦
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５０号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目10番62号
債務者　大坪　光恵
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５７号
堺市中区深阪1801番地　スプルース泉ヶ丘302号
債務者　松井塗装こと　松井　宣樹
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
福島県会津若松市相生町１番31号　メゾンド甲賀201、前住所福島県会津若松市扇町85番地の９　メゾンドゆう102号
債務者　室井　奈々
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
静岡県富士市伝法947番地の４　渡辺マンション304号
債務者　川口かつ子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１５７号
香川県高松市東田町３番地８　泉ハイツ601号
債務者　太柳元昭子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
福島県南相馬市原町区高見町２丁目157番地の３　コーポゆきみ１号
債務者　原　　千春（旧姓小山田・菊地）
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第２００号
茨城県水戸市杉崎町1755番地の14
債務者　大縄　繁男
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２０２号
茨城県水戸市袴塚３丁目１番20―205号　メゾン・ド・スケガワ、旧住所茨城県水戸市三湯町639番地の２
債務者　小田島和男
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２２号
茨城県水戸市大町３丁目１番８―202号　リエス水戸大町、旧住所茨城県水戸市泉町１丁目３番18号　マルショウビル内２Ｆ
債務者　中崎ひて子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
水戸地方裁判所